

## 技能指導官の運用に関する要綱

平成22年12月1日

教 第 2 4 4 6 号

警 察 本 部 長

### 技能指導官の運用に関する要綱の制定について（通達）

技能指導官に関する訓令（平成22年埼玉県警察本部訓令第33号）の施行に伴い、技能指導官の運用に関する要綱（平成7年埼例規第42号・教）の全部を別添のとおり改正し、平成22年12月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、準技能指導官の運用に関する要綱の制定について（平成20年教第1986号）は、廃止する。

別添

## 技能指導官の運用に関する要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、技能指導官に関する訓令（平成22年埼玉県警察本部訓令第33号。以下「訓令」という。）第7条に基づき、技能指導官の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要綱において使用する用語は、訓令において使用する用語の例による。

### 第3 技能指導官の設置

技能指導官は、専門的な技能又は知識（以下「専門的スキル等」という。）の種別に応じ、専門的な技能又は知識の種別（別表）のとおりそれぞれ必要な部門に置く。

### 第4 本部長指定技能指導官の指定

#### 1 所属長による推薦

所属長は、本部長指定技能指導官に適任の者がいるときは、本部長指定技能指導官推薦書（別記様式1）により、当該職員が有する専門的スキル等に係る業務を担当する本部所属の長（以下「業務担当課長」という。）を経て、当該業務を担当する本部所属の属する部の連絡調整を担当する所属の長（以下「庶務担当課長」という。）に本部長指定技能指導官候補者として推薦すること。

#### 2 協議

庶務担当課長は、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）に対し、当該候補者の業務以外の事項について、警務部警務課長及び同部監察官室長との協議を依頼すること。

#### 3 候補者の上申

庶務担当課長は、前記2の協議結果を踏まえ、候補者を決定し、自らの所属する部の長の決裁を受けた上で、警察本部長指定技能指導官候補者として教養課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に上申すること。

#### 4 指定

本部長は、前記2の協議内容及び前記3の上申内容を踏まえ、本部長指定技能指導官を指定するものとする。

### 第5 警務部長指定技能指導官の指定

#### 1 所属長による推薦

所属長は、警務部長指定技能指導官に適任の者がいるときは、警務部長指定技能指導官推薦書（別記様式２）により、業務担当課長を経て、庶務担当課長に警務部長指定技能指導官候補者として推薦すること。

## 2 協議

庶務担当課長は、教養課長に対し、当該候補者の業務以外の事項について、警務部警務課長及び同部監察官室長との協議を依頼すること。

## 3 候補者の上申

庶務担当課長は、前記２の協議結果を踏まえ、候補者を決定し、自らの所属する部の長の決裁を受けた上で、警務部長指定技能指導官候補者として教養課長を経て警務部長に上申すること。

## 4 指定

警務部長は、前記２の協議内容及び前記３の上申内容を踏まえ、警務部長指定技能指導官を指定するものとする。

## 第 6 指定書の交付

### 1 本部長指定技能指導官

本部長は、本部長指定技能指導官を指定するときは、指定書（別記様式３）を交付するものとする。

### 2 警務部長指定技能指導官

警務部長は、警務部長指定技能指導官を指定するときは、指定書（別記様式４）を交付するものとする。

## 第 7 指定解除

本部長又は警務部長は、技能指導官が配置換え又は分掌換え（専門的技能等の種別、職務内容等から指定を解除することが適当でないときを除く。）その他の事由により指定を解除する必要を認めるときは、指定を解除するものとする。この場合において、当該技能指導官に指定解除通知書（別記様式５又は別記様式６）により通知するものとする。

## 第 8 運用方法

### 1 運用実施計画の策定

技能指導官の所属する所属の長は、技能指導官を効果的に運用するため、四半期ごとの運用実施計画を策定すること。

## 2 効果的な運用

教養課長は、技能指導官の業務その他の事情を考慮して、教養の実施時期及び方法について、当該技能指導官の所属する所属の長と調整の上、効果的な技能指導官の運用を図ること。

## 3 重点教養項目の指定

本部長は、専門的技能等の特性及び効果を勘案し、必要に応じて技能指導官による重点教養項目を指定するものとする。

## 4 指導状況の検証及び報告

技能指導官の所属する所属の長は、当該技能指導官の指導状況を検証した上、四半期ごとの指導結果を技能指導官運用状況報告書（別記様式7）により、原則として次表の報告期限までに教養課長を経て報告すること。ただし、必要と認める場合は、別途報告期限を指示する。

## 第9 派遣要請

所属長は、技能指導官による教養を求めるときは、電話連絡等により、技能指導官の所属する所属の長に要請するものとする。この場合において、教養課長は、必要により調整を行うものとする。

## 第10 研修会の開催

教養課長は、専門的技能等について広く職員に浸透させ、かつ、理解を深めさせるため、技能指導官による職員を対象とした研修会を開催するものとする。

## 第11 技能指導官連絡会議の開催

教養課長は、技能指導官に専門的技能等に係る教養の重要性を認識させるとともに、指導方法の検証その他指導に必要な事項の検討を行う機会として、技能指導官連絡会議を開催するものとする。

## 第12 記章の着装

技能指導官が訓令第3条に規定する指導を行うときは、記章（別図）を着装するものとする。

## 第13 警察庁指定広域技能指導官

本部長は、本部長指定技能指導官のうち、専門的技能等に関して抜群の実務能力があるものについては、警察庁指定広域技能指導官に推薦するものとする

実施日

この通達は、平成22年12月1日から実施する。

実施日（平成22年12月21日教第2651号）

この通達は、平成22年12月21日から実施する。

実施日（平成27年7月6日務第1484号）

この通達は、平成27年7月6日から実施する。

実施日（平成29年8月9日教第1569号）

この通達は、平成29年8月9日から実施する。

【様式別表省略】